

こ支総第66号  
社援発0331第66号  
老発0331第18号  
令和7年3月31日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

こども家庭庁支援局長  
厚生労働省社会・援護局長  
厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の  
一部改正について

社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の取扱いについては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日付け雇児発第0312001号・社援発第0312001号・老発第0312001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）等により定めているところである。

今般、本通知を別添のとおり改正し、令和6年4月1日より適用することとしたので通知する。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図るとともに、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対し周知を図るようご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。